

(非公式訳)

投資委員会事務局布告

第 Por.6/2555

件名：電気溶解炉からの埃のリサイクル事業の投資奨励基準の決定

国内の鑄造工場における電気溶解炉からの埃の効率的で、環境に影響がなく、経済的に可能であり、社会に有益で、国内で発生する廃棄物にあった規模および生産力のある対処を促進するため、

仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 11 条および第 13 条に基づき、投資委員会に委任された投資委員会事務局は 7.27.4 不用材のリサイクル (Recycling) 事業における電気溶解炉からの埃のリサイクル事業の投資奨励企業の選別基準を以下の通り定める。

1. プロジェクト選別は以下の 3 側面とする。
 - 1.1 技術および環境管理の適性 (40 点)
 - 1.2 原材料および市場の適性 (30 点)
 - 1.3 奨励受理の提案および社会還元 (30 点)
2. 申請者は添付資料に従ってプロジェクト明細をその基準にあったプロポーサルを提出しなければならない。
3. 申請者は国内で発生する原材料のみ使用する条件を受け入れなければならない。
4. 申請者は 2012 年 11 月 30 日までに申請しなければならない。すでに申請したものは 2012 年 11 月 30 日までに本布告に従ってプロジェクトを修正し申請しなおさなければならない。
5. 投資委員会は 2 社まで奨励する。

布告日 2012 年 10 月 9 日

(ウドム・ウォーンウィワットチャイ)

工業省監察官

投資委員会事務局長代理

電気溶解炉からの埃のリサイクル事業の投資奨励基準

1. 技術および環境管理の適性* (40%)

1.1 原材料、製品、副産品、廃棄物の運送(5%)

1.1.1 原材料、製品、副産品、廃棄物の運送は最低工業省布告件名：2003年陸上危険物の運送に従うものとする。

1.1.2 安全および運送に伴うインパクトの削減処置 例：緊急対応、運送のモニタリングなど。

1.2 原材料、製品、副産品、廃棄物の運送の管理(5%)

1.2.1 埃が飛び散らないような容器を使用する適切な収容で、環境や住民にインパクトを与えない。

1.2.2 衛生、安全対策やリスクマネジメントがあり、従業員、環境、住民に安全な取り扱い。

1.3 技術および生産工程 (10%)

1.3.1 工程明細、物質収支 (Material Balance)、エネルギー使用、公害管理システム、分析内容および分析の頻度

1.3.2 品質および製品や副産品の用途

1.3.3 製品の復帰率

1.4 工場の廃棄物排出管理(20%)

1.4.1 工場の排水は最低工業省布告第 2 号(1996 年)件名：工場排水の規定、または工業団地あるいは工業区その他の中央排水システムに入る前の規定に従って管理しなければならない。

1.4.2 工場の排水に汚染したダイオキシンの管理

1.4.3 工場からの排気は最低工業省布告件名：2002 年産業有害ゴミまたはスクラップ焼却炉からの排気に含有した物質の規定

ประกาศที่ ป.6 / 2555 เรื่อง การกำหนดหลักเกณฑ์พิจารณาการส่งเสริมการลงทุนกิจการรีไซเคิลฝุ่นจากเตาหลอมอาร์คไฟฟ้า

1.4.4 生産から廃棄物やスクラップの埋め立て処理を最小限に抑え、工業省布告件名:2005年ゴミまたはスクラップの処理に従わなければならない。

2. 原材料および市場の適性 (30%)

2.1 原材料の源 投資に参加する LOI(Letter of Intent)または溶解炉による鉄の生産業者の明確な協力など。(15%)

2.2 製品および副産品の売り先からの LOI および有害物質の製品および副産品を取り扱う能力、そしてマーケティングリスクマネジメントを示す書類を添付し、製品および副産品の市場明細(15%)

3. 奨励受理の提案および社会還元 (30%)

3.1 投資奨励受理の提案(10%)

3.2 社会還元の提案(20%) 例：奨学金の提供やコミュニティー開発基金の設立など。

注：* 申請者は第1項において定め基準より以下にならない技術および環境管理の適性を提出しなければ検討されない。良い提案を出した者は高い点数を与えられる。

申請者は明確なプロセスおよびその明細を示し、それぞれの基準にあったまたは上回った結果はどのようにできるのかを明確に説明しなければならない。

プレゼンテーションは選別に役に立つ写真、フローチャート、エビデンスなど。

投資委員会に提出したプロポーサルは投資奨励および工場許可の条件とする。
